

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

県立学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の  
臨時休業の考え方について (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、昨今、本県においても感染力が強いといわれる変異株の感染者の割合が上昇しており、学校における感染拡大を防止するため、より速やかに措置を講じる必要があります。

このことから、当面の間、別添通知令和3年1月14日付け青教ス第992号の「学校内で感染が広がっている可能性が高い場合」における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置等については、下記を目安とすることとしますので、貴校の児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、各校においては、これまでも、感染拡大防止対策に取り組んでいただいているところですが、陽性者の中には、のどの痛みや倦怠感等の軽微な症状が数日前からあったが登校していた、友達と話をしながら一緒に昼食をとっていた等の事例が見受けられますので、引き続き、学校における感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

【今後の対応】

- 1 陽性者が判明した場合、接触があったと考えられる児童生徒（接触者）については、速やかに自宅待機（出席停止等）とする。  
※接触者の例 同じホームルーム、部活動及び選択教科の授業を受けている児童生徒、同じスクールバスを利用する児童生徒等
- 2 一人目の陽性者の検査対象者（保健所が対象者を特定）の中から新たに児童生徒の陽性が判明した場合は、学校内での感染が疑われることから、新たな陽性者に係る検査対象者の全ての結果が判明するまで全校一斉休業とする。
- 3 教職員に陽性が判明したことに伴い、同じ職員室に座席がある、打合せを一緒に行っていたなどにより、多くの教職員が検査対象者となり、ほぼ全ての教育活動の実施が難しい場合には、全校一斉休業とする。

担当	スポーツ健康課 体育・健康グループ
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275

# 休業措置の考え方

R3.6.16 現在

陽性が判明

学校の対応

- 接触者として考えられる児童生徒については、自宅待機を指示  
例) ホームルーム、部活動及び選択教科の授業が同じ児童生徒、  
同じスクールバスを利用する児童生徒等
- 接触者以外は、通常登校

- ・接触者の出席停止指示
- ・他は通常授業

保健所が検査対象者を決定

- ・検査対象者特定のための資料提供

- 検査対象の児童生徒については検査を実施し、検査結果が判明するまで出席停止
- 検査対象外の接触者は、検査者の結果が出るまで出席停止

- ・濃厚接触者への出席停止指示
- ・検査対象者等への出席停止指示

検査対象者の中から、新たな児童生徒の陽性者が判明

- ・検査対象者特定のための資料提供

校内での感染拡大が考えられるため、接触者の検査結果が判明するまで、全校一斉休業

- ・**全校一斉休業**

検査対象者の検査結果判明

- ・濃厚接触者は出席停止
- ・学校再開

臨時休業措置解除

※教職員の陽性判明により、多くの教職員が検査対象者となり、ほぼすべての教育活動の実施が難しい場合には、全校一斉休業とする。

青教ス第992号  
令和3年1月14日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

県立学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の  
臨時休業の考え方について (通知)

このことについて、令和2年10月21日付け青教ス第712号にて通知したところ  
ですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.5  
(12月3日文部科学省改訂)」及び令和3年1月5日付け文部科学省通知において臨  
時休業の考え方が改めて示されたことを受け、今後、県立学校において新型コロナウイ  
ルス感染者が発生した場合の臨時休業は、下記のとおり実施することとなります。

については、貴校児童生徒、保護者及び教職員に対して周知くださるようお願いいたします。

記

1 学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業

学校の全部又は一部の臨時休業は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場  
合に、健康福祉部や保健所の助言を受けて検討し、休業の要否を判断することとし  
ており、例えば、家庭内感染ではない感染者が多く発生している、感染者が不特定  
多数との間で、マスク着用なしで近距離の接触があった等、学校内で感染が広がっ  
ている可能性が高い場合には、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、必  
要な範囲（学級単位、学年単位又は学校全体）で臨時休業措置を検討することとな  
る。

このため、児童生徒や教職員の中に感染者が1人発生したことのみをもって、学  
校全体の臨時休業は行わない。

担当	スポーツ健康課 体育・健康グループ
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275